

第十回国会 厚生委員会 議 録 第二十八号

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君
理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君
理事金子興重郎君 理事福田 昌子君
佐々木秀世君 高橋 等君
田中 元君 田淵 光一君
寺島隆太郎君 寺本 齋君
柳原 三郎君 岡 良一君
堤 ツルヨ君 今野 武雄君

出席政府委員

總理府事務官 奥野 誠亮君
地方自治庁 財政課長 河野 一之君
大蔵事務官 (主計局長) 平澤 長吉君
厚生政務次官 久下 勝次君
厚生事務官 (医務局長) 木村忠二郎君
厚生事務官 (社会局長) 高田 正巳君
厚生事務官 (児童局長) 山口 正義君
厚生技官(公衆衛生局長) 中山 壽彦君
参議院議員 谷口弥三郎君
参議院議員 腰原 仁君
文部事務官(大文学術局技術教育課長) 中原 武夫君
参議院法制局参事 (第一部第一課長) 川井 章知君
專門員 引地亮太郎君
專門員 山本 正世君

同月二十四日

委員堀川恭平君、亘四郎君及び渡邊良夫君辭任につき、その補欠として寺本齋君、佐々木秀世君及び田淵光一君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十三日

遺族援護強化に関する請願(山口喜久一郎君紹介)(第二二六七号)

医師法、齒科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案反対に関する請願(小野孝君紹介)(第二二六八号)

同外五件(早川崇君紹介)(第二二六九号)

同(北村徳太郎君紹介)(第二二七〇号)

同(早川崇君紹介)(第二二七二号)

同(足立篤郎君紹介)(第二三〇〇号)

同(鈴木明良君紹介)(第二三〇一號)

同外六件(丸山直友君紹介)(第二三〇二号)

同(小玉治行君紹介)(第二三一九号)

同(關内正一君紹介)(第二三二〇号)

同(船越弘君紹介)(第二三二二号)

同外二件(中村清君紹介)(第二三五五号)

同(福永一臣君紹介)(第二三八三三號)

同外一件(淺利三朗君紹介)(第二四〇四号)

醫師法、齒科醫師法及び藥事法の一部を改正する法律制定の請願(村上

勇君紹介)(第二二七一号)

同(國司安正君外一名紹介)(第二二七二号)

同(淺香忠雄君紹介)(第二二七三號)

同(小林運美君紹介)(第二二七四号)

同(前田正男君紹介)(第二二七五号)

同外二件(早稲田柳右エ門君紹介)(第二二七六号)

同外一件(塚原俊郎君紹介)(第二二七七号)

同外四十四件(椎熊三郎君紹介)(第二二七八号)

同外五十一件(苦米地英俊君紹介)(第二二七九号)

同外五十一件(田中重彦君紹介)(第二二八〇号)

同外三百三十六件(有田二郎君紹介)(第二二八一号)

同外三百三十三件(押谷富三君紹介)(第二二八二号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二二九三三號)

同(塚原俊郎君紹介)(第二二九四号)

同(久野忠治君紹介)(第二三〇三號)

同外二件(前田正男君紹介)(第二三〇四号)

同(千賀康治君紹介)(第二三二二二號)

同(有田二郎君紹介)(第二三二三三號)

同外二件(中野四郎君紹介)(第二三二四号)

同外十一件(田嶋好文君紹介)(第二三二五号)

同外十二件(前田種男君紹介)(第二三二六号)

同外九件(若林義孝君紹介)(第二三三三三號)

同外百六十二件(有田二郎君紹介)(第二三三四号)

同外一件(飯塚定輔君紹介)(第二三五九号)

同外八十三件(吉田安君紹介)(第二三六〇号)

同(石田博英君紹介)(第二三六一号)

同(河原伊三郎君紹介)(第二三六三三號)

同(西村英一君紹介)(第二三六四三號)

同外三件(田中重彌君紹介)(第二三六五号)

同外六十三件(藤田義光君紹介)(第二三六六号)

同外二十一件(小川原政信君紹介)(第二三六七七號)

同(根本龍太郎君紹介)(第二三六八八號)

同外八十七件(坂田道太君紹介)(第二三六九号)

同外九十二件(原田雪松君紹介)(第二三七〇号)

同外七件(井手光治君紹介)(第二三七七号)

同外八件(石田一松君紹介)(第二三七八号)

同外八十二件(松谷天光光君紹介)(第二三七三三三號)

同外二件(早稲田柳右エ門君紹介)(第二三七四四號)

同外三件(河野金昇君紹介)(第二三七五五號)

同外百四十八件(前田種男君紹介)(第二三七六六號)

同外八十七件(坂口主税君紹介)(第二三七七七号)

同外百件(園田直君紹介)(第二三七七八号)

同外八十四件(坂本泰良君紹介)(第二三八一八号)

同(金原輝二君外一名紹介)(第二三八八八号)

湯郷温泉の開発に関する請願(大村清一君紹介)(第二三三二二號)

児童保護費を地方財政平衡交付金から補助金制度に切替の請願(青柳一郎君紹介)(第二三三三六号)

同(田中伊三次君紹介)(第二三三八九号)

同(門脇勝太郎君紹介)(第二三三九〇号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第二三三九一號)

国立療養所における給食費増額等に関する請願(岡良一君外一名紹介)(第二三八二二號)

結核患者の作業療法に関する請願(福田昌子君外一名紹介)(第二三八六号)

アンダー・ケア施設確立に関する請

願(鶴田昌子君外一名紹介)(第二三八七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

生活保護法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七二号)

児童福祉法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七二号)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七三号)

診療エックス線技師法案(参議院提出、参法第一四号)

理容師法の一部改正に関する件

看護婦制度に関する件

○松永委員長

これより会議を開きます。

児童福祉法の一部を改正する法律案

生活保護法の一部を改正する法律案

及び身体障害者福祉法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を続行いたしますと存じます。青柳委員。

○青柳委員

私はこの際、児童福祉事業に必要な経費が、平衡交付金制度によつてまかなわれております問題につきまして、大蔵当局並びに地方財政委員会に御質問をいたしたいと存じますのでございます。

私の考え方をもちいたしますれば、平衡交付金で費用がまかなわれる前提といたしましては、その行われる事業が、大部分地方団体の行う行政であり、内容的にも地方団体の事務に同化されておるものであるということがまず第一に必要であると存するのでございます。第二には、基準財政需要の算定が容易で、年間に於ける変動があまりないことが必要であると存するのでございます。

でございまして。こういう観点に立ちまして、児童福祉事業を考へてみますると、この行政がその進歩充実にあつて、地方住民の輿論に地方当局の熱意によつて、ひとりでに盛り上つて、この児童福祉事業が次第々々に発達しておるものではない、あるいは連合軍司令部の指導によつて、児童福祉事業が次第々々に発達しておるものと存するのでございます。しかも日本が文化国家たるためには、いまだこの行政は不十分であります。一層の進歩の必要があると存せられるのであります。発展途上にありますために、各地方によりましては、きわめて不均衡にこの事業が行われております。従ひまして、私はいまだこの児童福祉事業は、地方団体の事務に同化されておらないと存するのでござい

ます。

第二の点から申し上げますと、児童保護事業は、社会的経済的変動によりまして、地方における貧困者あるいは要保護児童などの発生に、増減が常ならぬものであると思ふのでござい

ます。この増減によりまして、児童福祉事業に要する費用は非常な変動を受ける。この変動は、予測することができないと存するのであります。しかるに政府当局におきましては、平衡交付金をもつてまかなう額を、その年の四月三十日現在の児童福祉施設、入所者数を測定単位といたしておりますが、あらかじめ一定時期をもつてその人員を測定することは無意味であり、さらに不可能であると存するのであります。この要保護児童の生活保護制度は、一定の水準から本人の負担できる

額を差引いた額を保護費として出して

おる点は、生活保護制度と同じであります。従ひまして、個々の場合の保護費は、千差万別をきわめておるのであります。しかも憲法の二十五条により

ますと、国家は、国民の健康にして文化的なる最低生活を保障する義務を持つておるのでございます。従ひまして、不正確な測定単位で財政需要を算定して、そのわく内に仕事を押え込んでしまふというようことは、憲法の上から見ましても、許し得ない点であると存するのでござい

ます。このように申し上げます。このように私が申し上げておりますのは、結局は児童福祉事業に必要な費用を、平衡交付金をもつてまかなうことをやめて、従前と同じように、補助金の制度をもつてこれをまかなつていた

だきたいという熱願に出るものでござい

ます。憲法の二十五条は、さらに国民に社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上、増進に關する責任を負わせておるのでござい

ます。この国家の責任を全うするためには、少くとも地方団体に對しまして必要最低の基準額の支出を義務づけるようにいたして、主管大臣の監督権を明確に認めておかなければならないと存じます。しかるに、現行平衡交付金制度におきましては、かかることは、地方自治をそこなうものであるとして排除せられるのであります。国の責任をいかにするお考えであるか、その点を承りたいのであります。今後なお発展させなければならぬこの児童のための事業を、現行の平衡交付金制度による運用に一任しておきますならば、今日の地方自治の段階では、児童行政に關する国民の認識が

なほ淺く、政治的色彩の強い土木産業

等の行政が、とかく先になりがちでござい

ます。政治的發展力のない児童福祉行政のごときは、そのまゝにしてお

きますならば、進展向上はおろか、逆に退歩するであらうと存するのでござ

います。先般当委員会におきまして、各地方につきましてその実情を調査したたのでござい

ます。その報告によりまして、この児童保護費が平衡交付金に入つたという理由だけで、全面的予算の削減を受けたところもあり

ます。さらに、これを内容的に申しますれば、児童福祉関係施設の施設、拡充等、いわゆる新規事業は、大

体において認められない。特に純粋費負担分の事業、すなわち児童福祉事業に必要な啓蒙宣伝、慰安等、これらは

削除されていく傾向が十分に見えるのであります。さらに年間に於きましては、実行予算を編成する際には、児童福祉行政に必要な予算は一率に天引きせられておる現実を見受けるのでござい

ます。さらに敷回にわたつて単価引上げを行いましたが、この引上げにつきましては、四箇月も遅れて実施する

というところもありまして、ことにはなほだしいものに至りましては、二十五年の二月に実施いたしました単価引上げ以後、現在まで全然引上げが行われておらないところもあるということも、事実であるのでござい

直接地方税でまかなわねばならぬ。つまり、
りました方が、住民といたしましては、負担いたしますところの地方税の
行方を通じて行政を監視する、行政のあり方に
監視を通じて行政のあり方につきまし
ていろいろ論議を盛んならしめ、創意
工夫を凝らして行くということも考え
られるわけであります。そういう意味
合いから、地方財政は地方税を中心
して運営して行く、地方税を増額す
る、こういう措置もとられました結
果、現在東京や大阪におきましては、

時に富裕な地方団体におきましては、必ずしも行政に必要なる財源が、地方税だけで与えられるというような方向になりつつあるわけであります。その際に、特定の事業につきまして、地方団体が使つた金の五割なりあるいは八割を当然に交付して行くというような方法をとりましたら、現に地方税だけである程度経費をまかなつて行ける団体につきましては、余分な財源を与えてしまふというようなことになるわけでありまして、児童福祉行政を補助金制度に振りかえ、負担金制度に振りかえました場合には、それだけでは論ぜ

られないで、この地方財政制度というものをどり持つて行くかということと並行して考えなければならぬのじやないだらうか。現状のままにおきましては、それだけ余分な財源が特定の富裕団体に与えられることになるということは、考えていただきたいのであります。それでは児童福祉行政が円滑に行かないから、昔通りに補助金、負担金の制度に返してしまえばよろしいのだ、こういう考え方も、私はやはりなお検討する必要があるのじやなかろうかと思ふのであります。御承知のよう

は言われているわけでありす。しかしながら、これは私は神奈川だから神奈川県だけのことを言うとするれば、おかしいわけなんです、こういう事情は、東京においてもあるし、その他各府県においてみんなある事情であります。今日日本が占領されているだけでなくて、朝鮮の戦争に手伝いをさせられております。そういうことのために非常に費用がかかる。その費用が、中央にもかかるが、それが同時に地方財政をも痛めて来ている。そのために、学校などのこととか、あるいは保育所のこととか、その他の民政に直接関係のある費用が出ない。こういうことは、決してこれは地方当局だけの責任であるというふうには言い切れないものがあるわけでありす。しかも、今まで歴史的にも児童保護というような問題については、日本ではあまり考へていなかった。そこへもつて来て、そういうような事情があるわけでありすから、そこで昨年の地方財政の切りかえ以来、特にこういう方面の費用が足りなくなつて、金が出ない、そしてその結果は、本来は親からとつてならない金までも、寄付金その他の名目で金とらざるを得ない。そればかりでなく、保育所や何かに子供を入れておくと、往々にしてあることでありす。そのために負担が非常に大きくなつて、どうにもならない。幼稚園や何かにおいても、同じくそういうようなことが言えるのであります。それから小学校や何かにおいても、そういうような事情が出て来るわけでありす。こういふようなことが、財政上の問題として、財政上の困難を名として言わ

れておりますが、行政を執行するに、予算を伴わなければできないといふことは、これはあたりまえのことでありす。従つて、財政上の理由によつてこういうことができないといふことは、結局国の政策としてこういうことをやらなければならない、同じであります。りつばな言葉でもつて児童福祉法が書かれても、あるいは児童福祉法の改正が行われても、そういうものがすべて実を伴わない以上は、これは空文であるわけでありまして、従つて国の政策として、こういう方面に少しもかまつていないといふことを、はつきり示すものであります。そういう点から、これは根本的に考へていただかないと、これは単に大蔵当局とか、あるいは地方財政委員会とかいふだけの問題じゃないわけでありす。特にそれらの方面でもつて、この点を真剣に取上げるといふことにならなければ、これは国の政策が児童のこゝとや何かは空文で飾つて、その実とはつきりさせるわけでありまして、非常にこれは困つたことになると思つてあります。日本でもつて児童の保護がなされておるかおらないかといふようなことは、絶対的な意味でなされてないとも言えないし、あるいはまた完全な意味でなされてないとも言えないわけでありす。実際にはそれがどの程度になされておるかといふことになるわけでありす。その点で、そういうような総合的な意味でいへば、結局現在においては、児童の保護を要する事態が多数に発生している、そういうことと比べて考へてみると、それはまったく放置されている、

毎日々々の新聞の三面記事を読るような、いろいろの極端な事件になつて現われるように、まったく児童の問題は放置されておる。厚生委員会や厚生当局、その他のいろいろの努力といううなことが言われるけれども、そういう努力はみなむだであつて、まったく児童は放置されておる。そしてそれに對して政府はまったく責任を負わなない、こういうふうに行われてもしかたがないと思つておる。そこで私は大蔵当局並びに地財委当局にお伺いしたいことは、先ほどの一応の理論上の建前、そういうものから進んでさらに実質的な現状に即して、この問題に對する用意がまつたのかどうか、この点を確言していただきたいと思つておる。先ほどのことはよくわかりましたから、もう一度言つていただくことは必要ありませんが、ともかく現実がこうである、それに対して何とかする用意があるかないか、その点だけを伺いたいと思つておる。であります。

○河野(一)政府委員 児童福祉行政が、なか／＼所期の目的を達しないといふことについて、地方財政が窮乏しておる、こういうことはある程度事実であらうと思つておる。つまり地方財政で平衡交付金が不足であるといふこと、それもある程度は事実であらうと思つておる。しかしまた、地方財政平衡交付金の配分が、はたしてうまく行つておるかといふ点も、考へていただかなければならぬことであらうと思つておる。つまり地方財政平衡交付金は、一定の測定単位で、各団体に對して客観的な標準で配付せられます結果、特定の団体の特定の需要に對し

て、必ずしも即応し得ないといふような点も確かにあらうと思つておる。これを特別平衡交付金の制度で考へるといふのもありますが、これも必ずしも思つて行かない。何にせよ昨年度初めて実施した制度でもありますが、制度実施早々でもありますが、幾多の欠陥があることも事実であります。しかしそういう点は別にいたしまして、それならば、補助金制度をやめて、地方財政平衡交付金制度にしたがため、児童福祉行政が非常にうまく行かなかつたかどうか、これが全面的な問題として取上げるべき問題であらうかどうかといふ点については、私も多少の疑問を持つておる。つまり、国が補助金を出します場合に、どういふ態度で出して行くかといふ問題でもあるのでありますが、各団体に普遍的にある事務、どの町村でもどの市でもあるといふような、各団体に普遍的にあるような事務、教育などは、最も代表的なものであります。そういうものは、一定の測定単位その他によつて、平衡交付金として配分するのに適應しておるものだらうと思つておる。補助金といふものは、平衡交付金制度の欠陥を是正する意味であります。なか／＼思つて行かないといふたようなものについて、個々の団体に補助金が出される、つまりあの府県においてこういう仕事をしてもいい、食糧増産にしても、どういふものをやつてもらいたい、あるいは灌漑排水をやつてもらいたいとか、川を直してもらいたいとか、そういうたもので出されるのが、国の補助金の性質なのであります。どの団体に普遍的に出すといふたようなものは、これを補

助金でやるというものは適當ではない。これは建前の議論でございまして、非常に恐縮であります。そういうふうな私どもは考へて運用して来ておるわけでありす。ただ問題は、平衡交付金であります。個々の団体として、これは職員の給与を上げた方がいとか、あるいは道路をやつた方がいとかいふようなことで、そういう方面に使われるのであります。これは児童福祉法の法律その他いろいろの内容としてまかされておることは、その団体の意思によつて決定する。道路を直したり、あるいは学校の先生の給料を上げた方がいといふような考へ方から来ておるのであり、まあこれが適當であるかどうかは別問題といたしまして、かりにそのことがいけなかつたとしても、現在の地方自治に對して国がこれをこうせいか、ああせいかいふ監督をし、指導して直さないとはいふ手は、現在の制度としてはないのであります。それなら補助金をやつてこれをやういふふうにするといふ問題は、補助金は地方団体として、もつたことは任意であり、その補助の条件によつて、やる必要がない場合は、必ずしもその義務はないのであります。従つて、そこに地方自治といふものを信頼してやるかどうかといふ問題で、信頼ができるか、あるいはそのことを實際上の指導と申しますか、そういうことと、地方団体に考へ直してやらうかといふ点が、非常に大きな問題であらうと、私は思つておる。補助金で、これをこうせいか、ああせいかいふことは、新しい地方自治の行き方としては、いささかどういふ

ものであろうか。児童福祉自体が、地方団体としてもいろいろ事務があり、特に最近ふえておりますので、この中においてどれを重点的にすべきものであるかというのを、いろいろの方法によつて決断し、それに対して優先的に金をさくというふうな考え方をしたい。こういうふうな考え方をしてもらいます。過渡的な時代であり、その中で、おつしやることもわからないことでもない、十分ごつともな点がありまふけれども、建前論としては、あくまでもそういうふうな考え方をしたいというふうに思ふ次第であります。

○奥野政府委員 河野さんのお話で、もう尽きておるようには思ふのでありますが、一言つけ加えて申し上げさせていただきます。

補助金を持たない厚生行政がやりにくいという話が今出たわけでありまふけれども、厚生行政に限らず、補助金をもつて仕事をいたして行きます場合には、即効的にその仕事を思ふようにやつて行くことが可能だと思ふのであります。しかしながら、そうやつて地方団体を右へ向けと言つて左を向かせ、左へ向けと言つて左を向かせることができないようなやり方がいいのか悪いのかということが、一つの問題だと思ふのであります。一方、地方自治を拡充して行く民主政治の行き方というものは、これは私はひまがかかるだらうと思ふのでありますけれども、やはり調和のとれた発展ができて行きますから、ほんとうに政治を国民のもとに返して行くことができるのではなからうかというふうな考え方を持つておるわけでありまふ。

なお、先ほど青柳さんがおつしやいましたように、補助金を出しているのに、その補助金さえも返して来ている団体の例をあげられたわけでありまふ。そうしますと、今日の時代には、補助金を出したら、すぐ児童福祉行政が非常に円滑に行くようになると思ふのも、言い切れないのではないかと思ふのであります。やはり地方団体の財源を確保する問題を考えなければならぬと、おつしやるべき程度に行政の分をきめて行くという問題も、考へて行かなければならぬだろうと思ふのであります。同時にまた、今野さんがおつしやいましたように、神奈川県の特例な例、それ／＼の特例な例にも応じ得るようには、個々の地方団体の財源を確保し得るようになく努力というところを、われ／＼は一層努めて行かなければならぬだろうと思ふのであります。今後そういう方面に努力して行きたいと思つております。

○今野委員 私お答えを聞いて、たいへん失望したのであります。ともかく実際上のそういう建前は十分承知しておるのでありますけれども、それだけでは政治というものは動かない。それでは官僚行政が行われるというだけにすぎないのであります。少くとも政治ということにはならないのです。もとと現実をにらんで行かなければならぬ。今、神奈川県は特殊な例だという話でしたけれども、ともかくわれわれが率直に言えば、戦争の費用というもの、これは非常に大きなものです。そういうものを、今後どのくらい背負わされるのか知らぬけれども、そういうようなことをやつて行つた日には、何にもできなくなることはもう明らかでなす。

す。そういうところから考へてみても、これはやはり相当強く発言できるところから、そういうものを打破して行くことを考えなければいけない。それは国民から支払われた税金というものを、相当民生の方にいよいよまわすように、これはあらゆる力——地方自治体も、中央も、みんな一緒になつて、そういう方面に力を注がなければ、これはなか／＼打破れないわけなんです。非常に強い力がそこから働いて、このところから、それに対してこれは地方自治体の建前だ、これは中央の建前だ、そういうことを言つていたんじや、なか／＼そういう力に対しては、対抗できないわけなんです。その点からいって、われ／＼としては、名目は何であつてもよろしい、実際にこういうことが実施できるような財政的な措置を、あくまで講じて行かなければならぬ。だから、これがあくまで平衡交付金というものでなければ、いけません。力関係がそういうことなら、それなりに、今度は平衡交付金の中で、それを増すような措置を考へる。その増すときに、平衡交付金のわくの中にいれてしまえば、地方自治体としてこうなるから、だめだとおつしやるかもしれないけれども、しかしこれは必ずしもそうではない。昨年の年末のときも、やはり地方公務員の要求は非常に強くて、それが主因になつて平衡交付金というものが問題になつた。そうすると、地方当局としてはどうしたつて地方公務員の給与という方にそれをまわさなければならぬというところになつて行くわけでありまふ。従つて、やはり厚生行政の問題が非常に大事だ、こういう建前からそれを増し

たということになれば、やはりそつちの方に振り向けられる可能性は、政治的にはあるわけなんです。ですから、そういう点からいつても、われ／＼としては、強く中央、地方一緒になつて、こういう問題を解決して行く態度でなければいけない。ところが今お伺いしている、政府を代表してお答えであるうと、われ／＼は解釈するのではありませんが、まるで中央と地方とはかたき同志みたいな立場で、お互いの建前がどうだというふうなことになる、これじやとても問題が解決できない、こういうふうな思ふのであります。が、この点重ねて地財委の方々は一体どういうふうにお考へになるか、お答え願ひたい。

○奥野政府委員 青柳さんに対してはお答え申し上げましたように、個々の行政につきまして、特に国民の立場から、どの地方におきましても、一定の水準を確保させて行かなければならぬというふうな事項がございまふ。た、そういう部分につきましては、まず第一に個々の行政の基礎をつくつて行くという問題があるだろうと思ふのであります。第二に、さらにそれを強制して行かなければならぬ性質のものであります。これを実行するようには義務づけに行くことを法制化する問題があるだろうと思ふのであります。第三には、さらにその義務づけを確保することができるよう措置を講じて行く、言いかえれば義務違反をした場合には、何らかの制裁措置をとるというふうなことをきめて行く方法がございまふ。その制裁措置としましては、財政的に問題を解決する方法もありまふし、あるいはそのほ

かの方法も考へられるだろうと思ふのであります。従ひまして、現在の制度では、ある特定の行政は絶対にそれを強制できないのだというふうなきめてしまふことは、私はできないだろうと思ふのであります。いろいろの方法が考へられるだろうと思ふのであります。が、その一つの考え方として、今一例を申し上げたのであります。

○岡(良)委員 ただいま特に大蔵省側の方のいろいろ御説明を承りまして、私も青柳さん同様、納得の行く点もあれば、またきわめて納得の行かない点もありまふので、いさゝか問題の焦点を離れますが、原則的に大蔵省のお心組を承りたいと思ふのであります。

御存じのように、日本は憲法によつて、国民の最低の文化的な健康な生活を営む権利が認められ、国もまた、公衆衛生なり生活の福祉については、保障する義務がうたわれております。そういうふうな建前から、われ／＼厚生行政に携わる者は、こういう一般的な福祉行政なり、あるいは衛生行政なり、保健行政なり、あくまでも国が義務づけられた保障という建前で、ギブ・アンド・テイクという大きな建前から、予算的にも常に要求しているものであります。ところが、どうも大蔵省当局の考へは、どちらかといへば、ギブ・アンド・テイクを、そろばん玉をはじいて、たとえば保険財政であれば、收支の均衡をとるというところに、常に執着していらるようでありまふが、こういう考へ方なり、建前なりが一般福祉行政なり、予算措置においてきわめてわれ／＼の不満足なものが出て来るように思ふのであります。そこで今伺ひたいのは、現に健康保険に

たしにしても、この財政が非常に赤字であるという場合に、保険財政の赤字を補うためには、あるいは労働者の負担である保険料金を上げる、あるいはまた保険を担当している医者の医療報酬を引下ること、常に保険財政なり、福祉行政の維持は、財政的には単に收支の均衡化に努めて、その内輪のわくの中ではかれというようなことが、大蔵当局によつて、厚生省の方へ強く持ち込まれているかのような印象を受けますが、一体憲法に規定している国の保障という重大な責任が、そういう形に取扱われずならば、いつまでたつても、われわれの権利というものは国によつて保障されないものであります。こういう観点について、原則的に大蔵省の考えを承りたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 憲法にいわゆる社会保障、国民はすべて健康にして文化的な生活を営む権利を有する、あるいは国が保障するといった場合に、その国が保障するとか、そういう意味合いをどう考えるかという問題であらうと考えます。それが中央政府によつて保障するのであるか、あるいは国民全体としてそういうふうに努めるべき問題であるか、その点が一つあると思ひます。もしこれが中央政府のものであるならば、現在の厚生行政というものは、国の負担において、全部やるといふ議論にまで私は発展すると思ひます。それからもう一つは、保障の程度の問題でありまして、国が保障する、この国の意味をどういうふうに解してもつけようではありませんが、保障するということは、結局国民全体が国民を保障するというに帰着する

のでありまして、それは程度の問題であり、国の経済力に合った問題でなければならぬと思ひます。その保障する金というものは、結局国民のふところから出るものでありまして、これは御案内の通り、現在のごく五万円以下のものについても税金がかかつておる。平均の国民の課税所得が十二、三万円程度である。昔なら千二百円から所得税がかかつておる。これは二百倍にしても二十四万円でありまして、そのときに、この千二百円に対して〇・八%しか税金がかかつておらなかった、現在は平均二割程度がかつておるといふような、国民のこの経済力の実情というものを考えて、結局出すには出すにしても、自分たちのふところから出すという考え方で、両方でマツチしないと、自分の実力に合わないようなことはなか／＼できない。そこはやはり財政経済と全体の社会保障制度とのにらみ合せといふことになるわけでありまして、実力さえあれば、これほどの程度まで行つても、非常にけつこうなことであります。そこがやはり国の経済力と見合つての問題ではないかと私は考えるのであります。

それからもう一つ、先ほど今野さんのおつしやつたことに補足的に申し上げるのであります。別に私も官僚行政といふふうには考えておるのではなく、行政といふふうには、一方においては地方自治を充実させ、国がいろいろの煩雜なものをつけたるのをやめる、できるだけ国の事務というものは地方の方に委譲して、地方自治を進展させよというお声が強いのではありません。また一方におきましては、それでは現在の地方自治の状態ではうまく行

かないから、何かコントロールしろ、こういうお声もまた現在あるわけでございます。これをどういうふうに考えようか。結局、道は中間でありまして、物事というものは一氣に解決できるものではありませんので、それには地方団体の財政というものを、積極的に充実する方法も一つであります。また現在の地方財政の実情に合つたように、事務をあんばいするといふことも一つであります。また地方団体自身として、現在の地方財政の実情からして、何を重点的にやるべきかといふことを考えていただくのも一つであります。こういうことをいろいろ／＼かみ合せて、そこに一つの筋道なり方法が立つ、地方自治と国の行政と、国庫財政といふものがバランスがとれてやつて行けるのではないかと、さう思ふのであります。はなはだ口幅つたいと考へますが、私どもとしては、さういふふうには考へております。

○岡(良)委員 ただいまの御答弁は、もつともであります。従つて国が保障するといふが、国の保障といふものは、ひつきやうすると、国民の負担になる。であるからして、国民の負担能力の限界といふものを十分考へ、あるいは負担力といふものを具体的に考へて、適当に善処しなければならぬといふお考えのようであります。そこで昨日大蔵大臣は、予算委員会において、今後累進高率課税を実施したいといふことを申されておりましたが、それに關連してお尋ねしたい。たとへば、イギリスの社会保障制度といふものは、これは日本のわれ／＼といふは、これは、実に世紀の金文字塔といふべき輝かしい制度であります。が、あ

の予算内容を検討いたして参りますと、簡単に申し申しても、昨年度の当初予算は七億六千万ポンド——七千六百億円であります。その中で、たとへば医療の徹底的な国家保障が、当初予算は一億六千万ポンドであります。その一億六千万ポンドのうち、国民の主たる支出といふものは四千万ポンドにすぎません。一億二千万ポンドというものは、所得税を中心とする国庫収入から補助金としてそれをまかなつております。しかもイギリスにおける所得税は、三十万以下は免税、三十万円から五十万円までは百分の十であり、五十万円以上は百分の二十であります。しかも一千万ポンドになれば七五%、さういふことは皆さうも一応お調べでありまして、徹底せる累進高率課税によつて税負担の均衡化をはかり、ひいては国民の所得の均衡をはかり、さうして国庫収入をもつて大幅に社会保障の財源として、これを補助の名目でつぎ込んでおります。従いまして、お伺ひしたいのは、さういふ形において国民の負担の均衡、所得の均衡をはかりながら、高率累進課税を徹底的にやつて、その財源をもつて、さうして苦しめる者、弱者、生活の困窮者に対して、あるいは福祉行政に對して大規模な補助を断行する、それを國の責任においてやろうという熱意がなくては、福祉行政も保健行政も、一片の作文にすぎないのであります。従いまして、今申しましたことは、一応筋道は通るのであります。が、具体的にそこまでする熱意があるかどうか。またさういふなければ、どうしたつてこれではやるものではないのであります。これを宙ぶらりんにしておいては、今の御答弁も一片の作文にすぎないので

あります。さういふ点について、もう一ぺん明確に承りたい。

○河野(一)政府委員 英國の財政が、社会保障制度に相当な金をつぎ込んでゐることは事実であります。この英國の財政といふものが、相当高率な課税をしており、つまり国民所得に対して四〇%程度になつてゐることも、私は了承いたしております。わが國の税は、國税が約四千五百億でありまして、これに地方税の二千億、それに専売益金の千二百億を加えて七千八百億程度になるわけでありまして、國民所得がどのくらいになりますか、最近物価が上りましたのでわかりませんが、まあ三兆四千億といふことになるわけでありまして、二割程度の負担であり、非常に軽いのではないかと、さう御意見もありまして、この負担をもつてしても、現在、税金が高い、減税の聲が非常に強いわけでありまして、昭和六年ごろの國民所得は、おそらく二百億ばかりでありまして、さうしてそれを今の物価に換算してみますと、四兆程度になるのであります。現在人口は當時の六千二百萬から八千萬にふえて、國民の生活水準は戰前の八〇%にすぎないのであります。さういふ状況において、國民の負担力といふものを國民所得に對するパーセンテージで表わせるものではないのであります。昔の四〇%では、大分負担が重なるのであります。富裕税の問題にしろ、五百萬圓以上の資産を持つてゐる者について、現在富裕税がかかつてゐるのであります。現在の五百萬圓で、二百分の一としても昔の二萬五千圓程度の資

産であります。わが国の実情において、国民の平均課税所得は十二万四程度になつてゐる。そういつたところで、先ほど申し上げましたように、なおまた二〇〇程度の負担をしていなければならぬ。昔なら、免税だつたわけでありませう。そういううちに、国民が香乏になつて、経済力が香乏になつてゐる時代において、全部満足なことが出来るわけはないのであります。結局右のふところから左のふところへ出す問題でありますので、ここに相当多数の所得の高い人がありますならば、そこから持つて来ることも考えられますが、現在の日本の実情は、なか／＼そういうふうには参らない。従つて、そういう財政の実情でありながら、一方には終戦処理費もございまして、価格調整費も出さなければならぬ、食糧の増産もやらなければならぬ、公共事業もあれば、教育、文化の面もやらなければならぬといつたような時期におきまして、どういふふうにかの財源をさくかということが問題であらうかと私は思うのであります。決してそういう努力を怠つてゐるわけはありませう、社会福祉国家として、文化国家として、今後日本が立たなければならぬことは、既定の方針でありまして、できるだけその方向に向つて努力して参りたい。ただ要は、チンポの問題であり、国民の経済力に合せてこれを発展充実して行くべき問題であらうと、私もは考へてゐる次第であります。これは私もでもなしに、皆さんの御同感を得ることであらうと思ひます。

○岡(長)委員 大蔵省へ参りましていろいろ陳情いたしますと、いつも数字を並べられますので、数字の魔術にわれわれは迷惑をされて、つい一本参るのであります。しかし御承知の通り、社会保障制度審議会の大内さんは、われ／＼の信頼する日本財政学のオソリティーであります。その大内さん自身が、あの報告と同時に、これは現在の国の金融財政規模において、決して困難なことではないといふことを言つておられるのであります。それを言つておられるのであります。そういふことがやむやうのうちにたな上げになつておるといふことは、われ／＼としてもきわめて遺憾であります。いろ／＼数字に煩わされておられるようでありませうが、数字よりも、ひとつ大きな決意をもつて、あたたかいい気持をもつて、われ／＼厚生行政に従事いたしておる者の気持を十分おくとりたいて、できるだけ踏んばつていただくことを希望して、私の質問を終ることにいたします。

○堀委員 大内さんの出された社会保障制度審議会の報告に、つきましては、できるだけすみやかに、その方向に向つて努力いたしたい。一とときには参りませうので、できるだけ国民の経済力を充実させ、そうしてそういう社会保障制度も充実させて行くように、できるだけその方向に向つて進んで行きたい、こういう考え方でございます。

○堀委員 御存じのように、非常に若い厚生行政といふものが、この講和を前にいたしまして、幾多の社会問題を含みながら、輿論的になりつつあります。たとへば遺族の問題にいたしましても、未復員者家族の問題にいたしましても、傷痍軍人の問題にいたしましても、また母子福祉の問題にいたしましても、また児童福祉の問題にいたしましても、非常に大きな問題を投げかけておるのであります。今この社会保障制度の報告を前にして、しかも現段階のような社会福祉行政を目の前に見ながら、大蔵省が今までのごとく厚生省を押しながら、熱意ある財政的裏づけをなさらないならば、大きな一つの国家施策のミスマッチとして、後々までも大きな暗影を投げかけようと思つております。大蔵省の方々は、たとへば私が申し上げました幾多の問題に關しまして終戦処理費などというものの、来年の予算からはうんと減るはずであります。ところが、こういうものも十分勘案して、福祉行政の面にまわすというような意思を持つておられるのか。もうすぐ来年度の予算の編成にもとりかかればならないのであります。御意

向を承つておきたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 先ほど申し上げました考へ方に、かわりないのでございまして、できるだけ社会福祉行政といふものを、充実させて参りたいという考え方でありませう。

○堀委員 できるだけという言葉の中には、非常に官僚的な御意思があるやうでございませう。いつも御答弁に立たれますところの局長並びに次官級、大臣級の方々の御答弁は、できるだけとか、目下考案中でございませうとかいふ言葉でございまして、私がこの委員会に出ましてから二年何箇月、たびたびそういう答弁を承つておりますが、そのできるだけという程度が、たとへば委員会があるごとに、あるいは国会が新しく開かれますごとに、それじやどれだけで済ませるだけの努力をされたかという検討をしますと、およそ厚生行政に關する限り、できるだけという答弁に終つて、そのできるだけは、いつも同じ意味のできるだけであるといふことを、私は体験しておるのであります。今度の二十七年年度の予算編成にあたりましては、私たち委員会におきまして、厚生委員として十分厚生省に御協力を申し上げたいと思つておるのではありませんか、どうかひとつ大蔵省の方々は、あまりこの若い厚生行政に對して、無慈悲な冷たいやり方をなさらないように、ひとつここでお願ひいたしておきます。

○青柳委員 私が今日の委員会の当初に申し上げた点につきまして、大蔵省御当局並びに地財委御当局から、他の委員の方々の発言に對しましてお答えがあつたのであります。そのお答えに關連して、私は児童福祉行政を現在よりも現実に即していいものにしたという熟慮の上に立つて、なお少しくただいまの政府御当局の御答弁の中で、まだ御理解いただいておらぬと思ふ点を加えてみたいと思ひます。

第一点は、河野主計局長のどなたかに対する御答弁にあつた点であります。各種の地方団体に普遍的に必要な経費は、平衡交付金で出すべきで、補助金で出すべきでないという御答弁、私はそれを肯定できるのであります。ただしかし、先ほど私の述べた中にもございまして、先ほど私の述べた中にも、各与えらるる人々の状況によつて、多少が非常にあるのであります。一律に出されるものではないのであります。しかもこの各個人あるいは各世帯に与えらるる金額は、そのときどきの事情によつて、非常な変化をしますのでございませう。一年間におきまして、各種の経済上の変化、あるいはその人の身のまわりによる変化によりまして、増減常ならぬものでございませう。局長の言われることが、そういう世帯なり人なりに対して、全部一律に出されるものであるというならば、肯定できるのでございませうが、年間におきまして、非常に変異を生ずるものであり、また各個に与える金額がおのの千変万化であることを、なおおつくりとお考へ願ひまして、御決断を得たいと思ひます。

さらに、そういう観点からいたしまして、平衡交付金の中に、児童福祉に關する費用がどれだけというのを、大蔵当局でございませうか、地財委当局でございませうか、計算をされておる

のでございますが、これがはつきりすることによつて、先ほど来御議論があらまされたように、厚生行政の保障の面において、十分な努力をされているというところが、現実にはつきりするものと思ひます。そういう意味から申しまして、いろいろ地財委方面におきまして御研究の点、私よく了解しました。が、やはり補助金のものにするものが、千変万化であるという現実の面からいって、また国家の保障義務という点からいって、適当なものであらうと存じております。その点をなお考えたいだきたいと思ひます。

それからもう一つ、私が申し上げた中で、奥野課長は、補助金を出しても返す市町村、府県があるという点を見ても云々というお話があつたのでありますが、国から補助金をいただいて施設をする、それに必要な経費がかかるのであります。この経費が平衡交付金から出る。そうすると、その経営費に對して出そうか出さないかというのを心配して、その前に施設費をお断りする、こういう状況であると、私は考へておるのでございます。その点もつけ加えてお願い申し上げます。その点も。当局の善処方をお願いいたしておきます。

○今野委員 先ほど岡委員が社会保障のことについて申されましたが、ここに大蔵當局もおられるのですが、根本的にその点は考へていたかなければならないと私は思つております。一体国の政治がいかに悪いからということ、その政治によつて、大多数の国民が幸福な生活を営めるかどうかということによつてきまるのであらうか、決して中央と地方との別がちやんとし

ているということによつてきまるわけじやないのです。その一番の根本の目標といふものを忘れないでほしい。たとえばソビエトなどは、第一次大戦の前の一九一三年には、児童保護施設の乳児のベッドの数がわずかに五百ぐらゐであつた。ところが一九四九年になりました。それが八十五万にふえております。こういうことは、政治上の要革によることでありますので、そういう一つの点だけ見ましても、政治の内容といふものがわかるわけです。イギリスの場合でも、社会保障が完全に行はれてゐるというところは、やはり日本よりもりつぱな政治が行われてゐるということを示すに示すわけでありまして、それがこの間ベヴァン卿入つたといふこと、それも戦争のためだといふことで辭職するといふようなことが起つた。このことは、いかに社会保障の問題が重視されてゐるか、従つて國民のためを思ふ政治が、政治上の通念になつてゐるかといふことを、はつきり示すものであります。そういう点をやはり考へなければならぬ。一体大蔵省として、そういうような建前、つまり國民の福祉を増すことこそが、政治上の一番根本的な問題だ、そういう観点から仕事をしておられるかどうか、この点をはつきりさせてもらいたい。その上で本年度の予算とか、いろいろ問題にかかつてもらいたい。こういうふうに思ふわけでございます。

○河野(一)政府委員 青柳さんから先ほど御質問のありました点にお答えいたします。おつしやるような点はあらうと思ひますが、現在児童福祉の平衡交付金の配分は、市と町村で、かえておつしやるのであります。それで安当するかどうかといふ問題は、おつしやる通りあらうと思ひます。私は、この問題には平衡交付金制度の根本の問題も、ある程度あらうと思ふのであります。つまり従来の国費、地方費の負担区分の制度をつくるのはいかにかどうかといふ問題にまで、発展するのじやないかと思ひます。奥野財務課長も言いましたように、補助金をやつても、東京部のごとくいらぬものもあるといふことであります。そうなりますと、結局地方財政制度自体をどうするかといふ問題にもなつて来るのであります。そして、児童福祉の経費の負担だけになしに、そういう問題とあわせて研究せらるべき問題であらうと思ふのであります。それで行政調査委員会から、事務配分に関する報告も出ております。国庫補助金の整理に関する報告も出ております。これにあわせて、地方財政制度自体をどうするかといふことについても、十分検討していただきたい。そしてまた政府としても、現在の地方自治と申しましても、過渡的なところもあるものでありますから、実情に沿うようにやるべき問題じやないか、どうか、こういうふうに一応私は考へる次第であります。建前は建前でありますが、そういう点もよく了承できる次第であります。

それから今野さんのおつしやいました点であります。私も別に政治をいたしておるのではないのであります。政治は国会なり内閣によつてやつていただいておりますので、私もといたしましては、事務的な案を作成しておるだけでありまして、またその案について、いろいろ御検討をいただいておるのであります。財政の配分その他について、非常に片寄つたところがあるやうであります。この点は十分御検討をいただきまして、是正していただいてつこうであらうと思ふのであります。私もといたしまして、福祉行政といふことの大切なことは、よく存じておりますので、事務的な範囲をいたしましては、できるだけ努力をいたしておるつもりであります。また今後ともそれを續けて参りたい、こういう覚悟であります。

○松永委員長 他に本案に対する質疑はございませんか。——なければお諮りいたします。三案に対する質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認め、三案の質疑はいずれも終局いたしましたものと認めます。

次に三案を一括して討論に入ります。通告順により、岡委員。

○岡委員 私は社会党の立場からこの三案に對して賛成いたします。この三案は、本来立法上の技術から来た改正が、主たるものであります。したが、われわれは異議ありません。しかしながら、この機会に二、三強く希望を申し述べたいと思ひます。

その第一点は、最近リツジウェイ声明によつて、各種のボツダム政令が改正を見ようとして、政府においても、その諮問委員会等が設置されて、目下逐次その準備を進めているやうであります。御存じのように、厚生行政に關しましては、昭和二十一年二月二十七日付の覚書が出ております。この覚書によりますと、結局戦争の犠牲者とい

ふやうな、ある特定の方々の生活保護に對して、特に優先的に手が差伸べられぬやうな解釈が成立するのであります。これは未亡人、母子福祉の問題等につきましても、われわれがいかに關係方面に交渉いたしまするときに、大きな抵抗となつておつたのであります。政府の方では、強く戦争犠牲者の援護のために、できるだけこういう覚書の解釈等についても、戦争犠牲者のために有利になるやうな交渉をお願いをいたしたいと思ひます。

さらにまた、社会保障制度審議会の昨年七月下旬のあの試案要綱に對しましても、關係方面の意見なるものが発表されておりましたが、これがやはり、あの制度そのものの実施、予算化については、大きな障害となつたかのごとき印象を受けておるのであります。われわれは昭和二十一年二月二十七日付のあの覚書並びに社会保障制度審議会の試案要綱に對する關係方面の意見等についても、政令の改正といふこの機会に、どうか政府當局といたしまして、意のあるところを十分に述べられて、關係方面との間に強力な折衝をお願いいたしまして、戦争犠牲者への徹底せる援護、あるいは社会保障制度実現への道を切開いていただきたいことを、まず第一点として強く要求いたしたいのであります。

次に、この三法、身体障害者の福祉、児童の福祉並びに生活保護法の運用について、ごく原則的に二、三の希望を申し上げておきたいのであります。その第一点は、これらの諸制度の運営にあたりましては、できるだけ広く民生委員あるいは児童委員等の盛り上

る民主的な創意を活用せられまして、この制度の運営にあつては、官僚化的偏向のないことを特に戒められたのであります。現に生活保護法が改正されてから、町に村にしばしば制度の運用において、官僚化されたということが、被適用者の側からも耳にいたしますので、特にこの点を御注意申し上げます。

第二点といたしましては、この運用の範囲あるいは施設等についても、いさしく充実されたいのであります。特に児童福祉法の施設等におきましては、まづたく福祉法の名に値しないような貧弱なものであります。先ほど大蔵当局にも、各委員がそれ／＼申し述べましたが、予算的裏づけというものが、厚生省も現在のようになまづたくみなしの子のような取扱ひに對して、断固たる決意を持つて、昭和二十七年の予算においては、大蔵省と強硬に談判いたされたい。われ／＼もまた、その職尾に付して大いに努力するにやぶさかではありません、どうか徹底的にやつていただきたいと思ひます。

なおさらに、われ／＼はこの機会に特に厚生行政上重要な題目とならうと思ひますのは、生活保護法の適用漏れではあります、ボーダー・ラインに彷徨する人々の生活保護の問題であります。具體的な政策は申し上げませんが、何しろ電気が七割も値上りになり、お米も今の調子で行くならば五割二分の値上げになるかもしれないと言われている。こういうようなことでは、生活保護法の一手手前において、まづたく生活困窮のために非常にいたためつけられておるボーダー・ラ

インの階層というものが、現在の推定では七十万と依えられておりますが、急激に増加するのではなからうかという懸念もあります。これに對しまして、物的に、あるいは個人信用に對して、何らか生活の道を開く措置が、当面の急務であらうと思ひますので、この点でできるだけ急速に、これが具體的対策を樹立されたいのであります。

またなお第三点としまして、さきに社会保障制度審議会が勧告を發しましたその結果、それを受取つた政府は、林内務大臣を責任者としたしまして、関係閣僚の大臣が懇談会を持つたという事は聞いております。その懇談会の運営は、各省の次官が幹事役としてこれに當るといふようなことも聞いておりますが、林内務大臣は、その後衆議院議長になられて、一体閣僚懇談会なるものは、その後どういう経過をたどつておるか、まづたく私も知る事ができないことは、非常に遺憾であります。社会保障制度の実現は、国民大衆のひとしく早天の慈雨のごとく待ちもつておるのであります。これが社会保障制度審議会の勧告をつくるにあたりまして、そのセクシヨナリズムのために最も大きな抵抗力となつた各省次官を幹事役とするこの関係閣僚の懇談会の手にゆだねられたといふことは、まづたく社会保障制度そのものが、審議会が発足する以前に逆行したものとわれ／＼は考えざるを得ないのであります。この点厚生省当局は、特に責任ある立場におられるので、この問題については、あくまでも善処されまして、社会保障制度審議会の関係各僚懇談会が再編成されて、昭和二十七年の予算において

は、あくまでもこの予算措置を責任を持つて講ぜられることをあわせて希望いたします。

以上三点を強く希望いたしました。われ／＼は本法案に賛成をいたす次第であります。

○松永委員長 次は今野委員。

○今野委員 私は日本共産党を代表いたしまして、この三法案に對して、反對の意見を表明せんとするものであります。

共産党といたしましては、前に社会保障事業法案がここに出されました際にも、やはり反對の態度をとつたのでございます。なぜ反對の態度をとつておるかといへば、こういうような法律がいろいろと制定され、また改正されるにもかかわらず、それを完全に実行しようとする意思が、少しも政治的に現れていない。それを何よりも示すものは、すなわち予算上の困難という名目であります。この厚生委員会あるいは厚生省関係では、どこでもここでも、非常にりつぱな作文がなされ、しかもそれを裏づけるための予算がないというこぼし話ばかりがなされておる。こういうことは、結局現在社会保障の事業の對象として考えられておる人々が非常に多いので、それを実行する意図はないのだけれども、実行しないというわけには行かないから、看板だけは掲げる、こういうような非常に欺瞞的な態度をとつておる。こういう点から反對したわけでございます。ところが、今回の改正を見ましても、現実に昨年度以来の平衡交付金制度の実施その他のことによりまして、地方財政が非常に困難になつて来て、そして一番弱い児童保護その他の措置が、一年

前に比べてずつと困難になつて来ておる。こういうような点を見ても、法律の面でもつてよくやる／＼と言つていふ事実は、まさに逆行しているわけでございます。そういう点から、總括的にこの問題に對しては反對せざるを得ないわけでございます。

ともかく先ほども申しましたけれども、社会保障というものを、日本では何かよいことのように考へてゐる、そういうことが予算の上にはつきり現れてゐると言えるわけでございます。しかしながら、この社会保障という問題は、政治にとつては一番の根本問題であらうと、私も考へるわけでありまして、なぜならば、先ほど申した通り、政治がよいか悪いかがいふことは、その政治のもとで国民の大多数がいつは幸福な生活を営めるかどうかといふことに、かかつて来ておるわけでございます。ところがその点から考へると、今までの日本の政治は、残念ながら、戦前においても悪かつたが、戦後においてもさつぱりよくなつていないといふことが言えるわけでございます。そういう点から、いつでも引合ひに出されるのはイギリスでございまして、イギリスでは御承知のように、前の厚生大臣であつたベヴァン労働相がこの間辭職された。その辭任の名目は何であつたかといふと、社会保障にこくわすかなびが入つたといふことで辭職されたわけでございます。しかも、なぜびびが入つたかといへば、それは結局、アメリカとも戦争に協力する、こういうような財政経済政策をとり、そのために社会保障の面が削がれてしまつた。この方向を見きわめて、それに抗議するため

にやめたのだといふことが、はつきりと言われている。このような点を考へてみますと、現在の日本でもつて、社会保障の面が非常にきつてくつになつて来ておるといふことは、やはり同じ事由によるのだといふことは明らかであります。戦争後今までなかつた赤い羽や白い羽が現れて来た。結局われ／＼の税金から、あるいは社会事業関係への補助がなされなくなつたのであつても、それが現れたわけでございます。ところが、それと同時に、中央から出すものをさらに引下げて、地方財政に責任を押しつけ、しかもその他の責任も押しつけられる。このためにそれができない。結局そのしわは個人生活にずつと密着して参りまして、子供が学校へ行くにしても、あるいは生活に困つて託児所に預けるといふ場合ですら、非常な費用を要する、こういうような事柄が現れて来ておるわけでございます。それはなぜかといへば、結局日本がいわゆる国連協力という名のもとに、ほとんど日本全国にわたつてアメリカの軍事基地がつくれ、そのための費用さえも受持たされておるという事、また日本の貿易その他の方面においても、どん／＼大きく抜けて行くところがある。そのために、われわれは戦争前には経験したことのないような重い税金を払いながら、寄付金をたくさん募られ、そして個人生活においてその費用を受持たされるというやうな事態が起きている。こういうやうな戦争に協力する政策をやめて、そしてほんとに平和を確保するすべの国と講和を結んで、そして平和を確保する、こういうやうな方向の政策をとらない以上、どうしてもこの社

会福祉というものは、看板だけのものになつてしまつて、かえつて国民をまどわす有害なものになる。こういう見地から、私どももいたしましては、現内閣のもとにこういうような政治が行われても、これは単なる官僚統制を強化するのみであつて、決して児童その他の困窮した者の福祉にはならない、こういう見地から私どもは絶対に反対するわけでございします。

○松永委員長 これにて三案の討論は終局いたしました。

これより児童福祉法の一部を改正する法律案、生活保護法の一部を改正する法律案及び身体障害者福祉法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。三案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

(賛成者成立)

○松永委員長 起立多数。よつて三案は原案の通り可決いたしました。

なお三案の議長に提出する報告書の作成に關しましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますから、さう御了承願ひます。

○松永委員長 次に、診療エックス線技師法案を議題として、質疑を行いたいと思ひます。丸山委員。

○丸山委員 診療エックス線技師法をつくり出すことは、この前の第七国会であつたかと思ひますが、結核対策を強化いたします決議案の中に入れてあつたことで、これは当然つくらなければならぬと、私も考えておつたのでございします。その問題に、私も関与しておつたことあるのですが、大体にエックス線技師法案の提案の理由の説明を見ますと、エックス線の照射

せられる患者の側の障害を主として除きたい、こういう意味の提案理由の説明をなさつておられるわけでございします。しかし法の第一条を拝見いたしますと、従事するものの資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるようにということでありまして、このレントゲン障害というものは、必ずしもこれを照射せられる患者のみが、障害を受けるわけではないのであります。

これを取扱うもの、その人、技術者そのものも、かなり強い障害をエックス線によつて受けるわけなんです。これも同時にこれを保護する面が、この法律の中に織り込まれるべきである、私は実は考えておつたのでございします。法案を拝見いたしますと、さらにさういふような事項が見当らないのであります。レベル・アップを考へるといふことと、そのほか患者を保護するのみであるように思ふのであります。さういふことに対して御考慮になりませんか。どうか。ならなかつたか。私の考へますところによれば、これは業務の制限の形において保護を加へなければならぬと、実は考へておつたのであります。たとへばこれを取扱う技術者の白血球の減少がどの程度になつた場合には、業務を休まなければならぬとか、あるいは一箇月を通じ、あるいは一週間を通じての業務の時間制限をするというやうなことを、この法案の中に織り込みまして、これを取扱う者そのものの身体障害を保護してやるといふやうな面が、織り込まれなければならぬと考へておつたのですが、どういふわけでそれをお入れにならなかつたのでし

うか。あるいはこれをお入れになる御意思があるのかないのかということをご提案者にお伺ひいたします。

○中原参議院法制局参事 エックス線技師自身の障害に対する保護の問題につきましては、全然配慮しなかつたわけではないのでございします。ただ、現在労働基準法によりまして、エックス線による障害は、業務上の障害ということに指定されております。従いまして、労働基準法によりまして、療養補償なり、休業補償なり、障害補償が確保されておられるわけでございします。さういふ基準法との交錯の問題がございしたもので、一応さういふ補償の問題は、労働基準法、その裏づけになつております労災保険法でまかなつて行つて、さういふやうに考へたわけでございます。また医療法の施行規則の第四章には、病院、診療所におけるエックス線装置についての取扱ひ規定がございします。そのうちの第二十七条、第二十八條、第二十九條、三十條の四箇所にわたつても、エックス線操作に當つておる技術者を、有害エックス線から守るための保護規定がございします。その程度のことと、一応この法案では、技師自身に対する保護規定は他にゆだねることにして、もつぱらエックス線照射を受ける患者からの立場で、障害が発生しないやうに考慮することを主眼として考へたわけでございます。

○丸山委員 労働基準法その他によりまして、これは障害を受けた結果現われた、すでに障害が起つたものに對するものであつて、これを防止するやうな方面の規定は、何もございませぬ。それから医療法の問題は、それは

装置等に關する問題でございまして、もちろんそれはやらなければならぬのであります。當然身分法をつくり出す上においては、さういふことが考慮せらるべきではなかつたか、これを擁護する意味において考へなければならなかつたかと考へたので、実はお伺ひしたのであります。

それはそれといたしまして、次に、今度これによつて資格を取得いたしました者の問題、これは看護婦の問題においても、ああいうふうなやましい問題が起つたのであります。単純にレベルを上げるといふやうなことをのみ考へて法律をつくり出すと、数の確保がでないといふことが、必ず起つて来るのであります。その意味におきまして、エックス線を取扱ひ技師となり得るやうな人の数は、現在どのくらいあるか。またこれが経過規定において、五箇年間であります。試験を受けることになつておられますが、この試験を受けて、当然その中で問題にならないやうな人もあると思ひますが、その総数の中で、大体どのくらいの数がこの中へ入つて来るというお見通しでございますか。

○中原参議院法制局参事 現在エックス線技師の業務に従事しております人員は、四千名でございます。この四千名のうちには、今度の法案で要求しておりますが、學歷以下のものが相當数を占めておりますので、必ずしも全部が全部に試験に合格するとは予定できませんが、少くとも五年間の余裕を置きますならば、その業務を継続させて行くにはほとんど支障がないと考へております。

○丸山委員 結核予防法が全面的に改

正になりまして、レントゲンを扱わなければならぬ機会が、今後非常にふえて来るということが、當然考へられるのであります。これを取扱ひますのが、全部資格者でなければならぬといふことに自然相なつて来るわけでありますが、さういふものの増加の見通しと申しますのは、今後この資格をとり

ます者は、文部大臣の指定する学校、あるいは厚生大臣が指定した養成所で、二年以上エックス線技師としての必要な知識技能の修得を終えた者が試験を受ける、さういふことに相なるのであります。さういふことと、その需要を満たす上におきまして、文部省といたされまして、文部大臣が指定した学校をつくり得るといふやうなお見通しであるかどうか。もしつくり得るとすれば、どのくらいの数で、どういふやうな予算でやれるというやうなお考へがございましたら、承りたいと思ひます。

○藤原説明員 レントゲン技師の養成の、文部省関係の分について、御参考のために概略御説明申し上げたいと思ひます。例を国立大学にとつてみますと、現在おおよそ一年ないし二年、短期のものもございしますが、放射線学科あるいはその教室、あるいはまた病院の施設等を利用して、養成いたしておりますが、人員は二、三名から多くて十名ぐらいの間になつております。この養成の目的は、その大学において必要とする需要を満たすという程度になつてゐる現状でございまして、その大学において将来必要とするものを、そこで養成して行くというやうな氣持でやつておるのであります。これは公立の大学、私立の大学におきまして

た場合においては、これは禁止せられ
るわけでありすが、その行政面に
おけるあなたのお見通しをひとつお聞
かせ願いたい。

○久下政府委員 柔道整復師に対する
取締りに関してのお尋ねであります
が、この取締りは、私が申し上げるま
でもなく、都道府県知事が直接やつて
おりますので、今ただちに、この実情
について詳細にお答え申し上げる資料
を持つておらないのでありますが、一
般的な私どもの考え方としては、

は、あんまり、は、きゆう、柔道整復
等営業法第五條にもございますよう
に、柔道整復師は脱臼、骨折の患部に
対しては応急手当をなし得るのみとい
うことになっておるのであります。そ
ういう観点から申しまして、レントゲ
ン照射をして骨折その他の状況をわか
ゆる診断をするという能力も権能もな
いものと考えております。従いまし
て、実際にレントゲンの機械をもつて
柔道整復をやっておりますかどうか
につきましては、実は迂遠な話で申さ
ないのではありませんが、私もそうあ
るべきでないと思つておりますし、ま
たさような実例は私どもとしては聞い
ておりませんが、お話の点もございま
したので、さつそく取調べをいたした
と思つております。さような考えで
ございます。

○丸山委員 柔道整復師や、あんま
はり、きゆうがレントゲンを持つてお
つてはならぬとか、使つてはならぬと
いう禁止規定は、今まではなかつた、
今度ここであるのだと思ひます。今
までは事実において持つてゐるもの
を、私は承知してゐるのであります。
それが事実上禁止せられておらなかつ

たのでありますが、そういうものが禁
止せられることになりすから、その
辺はどういうふうにおやりになるお覺
悟であるかということ、行政の面か
ら伺ひしてゐるわけでありす。

○久下政府委員 確かにお話の通り
に、私がただいま読み上げました規定
以外には具体的には、レントゲンの機
械を持つてはならないという事は、法
規上ございせん。ただ、ただいま申
し上げた規定の精神から考えまし
て、少くとも、それは本来の柔道整復
師の権能の範囲外に属するものではあ
る。従つてさようなことをいたしま
すことは、国民の医療の立場から申し
まして好ましくないというのが、私ども
の基本的な持つておる者をどうするか
というところにつきましては、さような
考え方でありすので、実情をつまび
らかにいたしておりせんから、今た
だちにお答えをいたしかねるのであ
りますが、さつそく調査をいたしま
す。筋道といたしましては、やはり私ども
は、この法律によつて許されてお
る者以外が、人体に相当の被害が及ぶ
おそれのありますレントゲン照射をす
るということとそれ自身、相当警戒を
しなければならぬことと思つておる次
第であります。

○丸山委員 もう一点、先ほどお見え
になりましたので、お伺ひいた
します。第二十条の「厚生大臣が指定
した診療エックス線技師養成所にお
いて」云々ということが、今度は必要に
なつて来るわけでありす。先ほど
一べん申し上げたのでありますけれど
も、今度は結核予防法の全面改正等
によりまして、レントゲンを取扱わな
ければならぬので、機械が非常にふえ

すから、この技術者の数は相当数当然
確保しなければならぬと考えます。そ
れが、しかも今度は養成所あるいは指
定した学校を出なくちゃならぬこと
になりますので、年々落ちて行きます
から、現在あります数では足らぬと思
ひます。また五年間に試験を受けまし
ても、落第する者もありましようから、
若干減ると考えております。そうした
増員しなければならぬときに、減るの
であります。しかも二年間の教育を受
けるのでありますから、二年間は絶対
にふえて来ないわけでありす。そう
いう意味で、このエックス線技師養成
所というものを、大体どのくらいつく
られるか、この数の確保について何
らかのお覚悟がございすかどうか、
その御用意の点についてお必構えを承
りたいと思ひます。

○久下政府委員 実はこれは他の、た
とえば看護婦制度とかいうものにつ
きまして同様でございす。政府
が直接計画を立て、養成施設の増設に
ついての見通しをつけるという事は
ただいまのところでは、私どもは考
えておらないのでございす。か
うなものは、こういう法律によりま
して一定の基準が定まり、またレント
ゲン診療エックス線技師としての職業
が、法律によつて尊重せられるとい
うことになりすれば、おのずから社会
の認識も深まつて参りますし、また一
方におきまして、お話の通り相当の需
要があるわけでありすから、た
だいまのところはほとんどないといつても
いいくらいでございす。急速に
かようなものが一般的に生れ出るであ
らうという期待をいたしておる程度で
ございす。

○丸山委員 提案者にお伺ひしたいの
ですが、レントゲン技師養成所の認
可、指定の規格というものが、省令か
何かで出るだろうと思ひますが、何
かお答えがございすまいしうか。そ
れに対する見通し、どんなふうにか
ができるだろうか、数の確保ができる
というお見通しがあるかないかとい
うこと、養成所の規格でございすが、
それをひとつお伺ひしたいと思ひま
す。

○谷口参議院議員 私からお答えいた
します。ただいまのところは、特別に
きちんとした規格はできておりませ
ん。けれども、現在、たとえば京都にお
ける島津製作所などにおきましては、ほ
ぼこれと同じような、われ／＼が考
えておる程度のエックス線技師を養成
いたしておるのでもございすが、そこ
なもただいまのところでは毎年五十
名ずつ出しておるような状況でござ
いす。なおそのほか、こういうのをや
りたいといふところもございすし、
大体といたしまして、私どもが案
じました当時は、今後一年に二百人
ぐらいエックス線技師を養成すれば、
十分間に合うのではなからうかと存
じております。規格の点におきまして
は、まだきちんとしたのではありません
けれども、大体島津などでやつ
ております程度で、よくはなからう
かと思ひます。

○岡(長)委員 これは希望と申しても
いいのですが、最近議員提出の立法が
非常に多いので、これは国会の建前上
非常にけつこうなことだと思ひます
けれども、われ／＼のクリーニング師法
案、やがては調理師の法案もできそ
うだといふお話です。しかしレントゲン

の技術者の法律案は、われ／＼があ
の大幅な結核予防法を改正したとい
任上からも、最も時宜に達した法律
案だと思つておるのですが、ただ問題
は、先ほど丸山さんと提案者、ある
いは文部省、また久下次長との間に
いろいろお話のやりとりがありましたが、
せつ／＼われ／＼が法律案を立案し、
これが通過したとして、その実施にあ
つて、やはりちゃんと締めくくりに
つけるだけの責任がないと、非常に申
訳ないと思ひます。われ／＼がレン
トゲン技師の法律案に最初から賛成
いたしておるゆゑも、やはりこの技
術職員の生活の安定をはかつてやる、
あるいは技術水準そのもののレベル
アップをはかつてやる、同時にまた、レ
ントゲン技師を結核撲滅の第一線の
職員として、できるだけ多くの量的に充
実したいといふこと、これは理の当然
でもあり、こういう観点から、われ
れもこの案に対しては、当初から賛
意を表しておるのであります。その生
活の安定といふことで、一体どうい
う待遇をなさるのか、またどうい
う形で量的にも充実をはかられるの
か、またこの資格取得のためには、ど
ういふものをもつて具体的にレベル
アップをなさるのか。これは具体的
なことは別としても、何かそこを
は別としても、何かそこをわ
れ／＼も安心してゐる言質と、また安心
のできる筋道を、提案者なり政府当局
からやはり承つておかないと、ただ
法した、通過したといふことだけでは
われ／＼もまことに相済みぬと思
ひます。そういう点で、提案者の方
は、久下さんなり、また教育の係の方
は、何かもつと具体的にどうや
案した法律案が通過したら何とかな

だらうといつたようなことではなく、もつと責任のあるお考えがあるのではないか、またなければならぬまいと思ふ。ないといふれば、あるように仕向けて行くにはどうすればいいかといううな、もつと具体的には、提案者を含みがあるかどうか、そういう点をつきりさせていたいただきたい。

○谷口参議院議員 私からお答えいたします。ただいまレントゲン技師などに対する身分法はつきりしておりましたために、もちろん人事院などの俸給の規定にも出ておりますけれども、程度が非常に低いのでございまして、従つて、今回これができまして、しかも教育程度に高きましても、六・三・三を経た者が二年間の教育を受けるという程度に上つて参りますので、それに相当しただけの身分保障、俸給その他は、ぜひやつてもらわねばならず、またやらせなければならぬというふうに考へております。

○久下政府委員 お尋ねが、私どもの方にも関連をいたしておるようでありまして、私から申し上げておきたいと思ひます。まず第一に、私どももいたしましては、エックス線技師に対してさうな立法が行われますことにつきましては、当初から全面的に賛意を表すると同時に、むしろ場合によりましては、政府提案でもといううな気持を持っていただくべきでございます。従ひまして、かような法律が御決定になりましたあかつきは、私どももいたしましては、これを執行する責任と義務を負ふことになるわけでございます。十分この必要を感じておりますし、法律の趣旨とするところを實現いたしますように、努力をいたした

と思つております。先ほど丸山委員からもお尋ねのございました学校の設置にいたしまして、別に具体的には、政府が助成をしてどうこうということ、ただいまのところ考へておりませんけれども、實際問題としては、行政的ないろいろ措置を講じて、早く所要数が満たされるように、いろいろ手を打たれたいと思つております。

またお尋ねのありましたレントゲン技師の待遇の問題につきましても、これは他の例を申し上げれば、御了解をいただけると思ふのでありますが、今ただちにこの法律の制定前にいろいろな手を打つというところは困難であるのであります。たとへば看護婦に關する法律の御決定をいただきました後におきまして、大学程度の教育を受けた者が出来たあかつきは、五級の一号から始まりましますのを、六級一号から採用するといふようなぐあいには、人事院當局との了解も得まして、すでに実施をいたしておるようになり次第であります。具体的には、このことではあります、そういう相手方のあることではあります、ただいま具体的には申し上げられませんが、私どもとしては、十分な可能性を持ちまして、この制度ができたあとは、その制度に基くエックス線技師につきましても、待遇は与えられるものと信じておる次第でございます。

○岡(良)委員 待遇の件は、せつかく努力してもらわねばいかぬと思ひますが、さつきの文部省の方のお話では、レントゲン技師の養成のために、やはりだん／＼高度の機械もいるのだらう。われ／＼も大体治療というものの

趨勢を見ると、将来は物理的な医療が、医療界においては非常に大きなウェイトを占める時期が来るのではないかと、このことを思ふので、やはりこれは物事の重大な初めであるから、資格取得のための規定については、よほど細心に將來をおもんばかつた決定のもとにつくつてもらいたいと思ふが、それは別として、さつきのお話のように、よほどすぐれたレントゲン機械でなければ、レントゲン技師の教育ができないといふようなことになるかと、すぐ予算等の問題でいろいろ困難なことが起つて来る。たとへば、ある一つの都会で大学があり、国立病院がある。国立病院はレントゲンの利用率は高いけれども、しかしレントゲンに從事しておる諸君においては、講習生に教育を与えるだけの人がない。しかしそういう力を持つておる人がたくさんそろつておるところの大学病院のレントゲン科もあれば、同じおひざ元に国立病院もあつて、相当患者を扱つておるといふところもある。こういう場合に、文部省と厚生省がなわ張り争いをやつて、お互いにお互いのところだけをやろうといふようなことになるかと、なか／＼量的充実はできない。現に金沢なんかでは、国立病院と大学病院がタイアップすれば、相互大規模にレントゲン技師の養成ができる。そういうようなことが實際は相当あつたらう。そこらにある。そういう点はよく現地の実情に即して、量的充実をはかるといふ見地からも、お互いにセクショナリズムを捨ててタイアップして、レントゲン技師の大幅な養成に努めていただきたいことを重ねてお願いをいたしまして、私の質問を終ります。

○松永委員長 他に本案についての御質疑はありませんか。――なければお諮りいたします。本案の質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○松永委員長 御異議なしと認め、本案の質疑は終局いたしました。

次に、本案の討論に入るのでございしますが、本案の討論につきましては、別に通告もございせんので、これを省略し、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○松永委員長 御異議がなければ、本案の討論は省略し、これより診療エックス線技師法案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○松永委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお議長に提出する本案に關する報告書の作成に關しましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますから、さよう御了承願ひます。

○松永委員長 次に、理容師法の一部改正に關する件について、高橋委員より発言を求められておりますから、これを許します。高橋委員。

○高橋(等)委員 理容師法の一部改正法律案の内容を、ごく簡単に御説明申し上げます。

まず改正の第一点は、従来理容師という名前は、ややもしますと、理髪のみを意味するきりがあるもので、美容師方面より、はつきりした名前をつけてくれという要求もありまして、この際法律の名前を理容師美容師法と改めたこととあります。

第二は、理容師及び美容師につきまして、できるだけ技術及び學術が、その資格に適當な人を得たいという考え方もありまして、一応従来の法律によりますと、一年間の学校教育を修了して、あと一年間厚生大臣の指定いたしました場所であつた人、ただちに理容師及び美容師になることになつておつたのであります。このたびの改正は、学校卒業後一年以上の実地習練は、実情を勘案いたしまして、結局厚生大臣の指定ということになくして、どこでも習練に適するところまで、習練してもらふ。そしてその上で、一応その資格者を都道府県知事が行う試験によつて判定をいたしたい、こういう改正でございます。

次に、理容師及び美容師は、理容所または美容所以外ではその業をしてはならない。しかしながら、例外的に、特別の事情がある場合には、この限りでないという規定を、新たに挿入いたしましたのであります。これは公衆衛生上の要請より、こういう措置をとることが適当と判断をいたしましたのであります。

次に、従来は理容所または美容所を開設しようとする場合におきましては、届出によりまして、これを開所することができることになつておつたのであります。従来届出いたしましたして営業開始いたしました者に対しては、公衆衛生上の見地から、いろいろのことが設備の改善について指示をなす必要が生じておつたのであります。しかし一旦営業開始いたしました後におきまして、こういうような設備の改善を求められるといふことは、営業者自体にとりましては、非常な打撃であ

ります。そういう意味からいたしましたし、理容所、美容所を開設する日の十五日前に、一応届け出るということにいたしました。その開業前に公衆衛生上の指導をさせた方がよろうというので、そういう規定を挿入いたしました。

なおその他は、組合及び審議会に關する規定であります。が、いずれも、技術の向上及び施設の改善をはかり、あるいは会員の指導、連絡に資するため、そういうものを置くことができます。という規定を書いてあります。

最後に、附則におきましては、従来の資格者あるいはまた従来の法律によりまして、現在学校へ行つておる人、あるいは卒業しておる人、あるいはまた現在学校を卒業して実地の習練をいたしておる人、こういうような人々に關しまする求済のための経過規定をつくつてあるわけでございます。

何とぞ慎重に御審議を賜わりまして、御賛成いただきたいと思います。

○松永委員長 ただいまの御発言に対する質疑は、次会にこれを議することにいたします。

○松永委員長 なお先般去る十九日本委員会におきまして看護婦制度に関する件について厚生大臣に文書による調査報告書の要求をいたしました。が、昨二十三日の午後四時に委員長の手元までこれが参つております。これは明日理事會を午後一時より開催いたしました。して、善後の処置を講じたいと存じます。から、さよう御了承願います。

次会は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後一時三十一分散会

〔参照〕

生活保護法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に關する報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に關する報告書

身体障害者福祉法の一部を改正する

法律案(内閣提出)に關する報告書

診療エックス線技師法案(参議院提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年六月二日印刷

昭和二十六年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所